

先住民族フォーラム 記念講演録
「先住民族の課題と展望－国連での取り組みを中心に」

日 時： 2008年6月28日（土）14：20～15：15

場 所： 札幌プリンスホテル 国際館パミール3階

共 催： 社団法人北海道ウタリ協会（主幹）、北海道大学アイヌ・先住民研究センター

演 題： 先住民族の課題と展望－国連での取り組みを中心に

講 師： 中央大学法科大学院教授 横田 洋三氏

資 料： **Indigenous Peoples**：国際人権基準と国際施策－台湾と日本の場合

資料1 独立国における原住民及び種族民に関する条約（第169号）

資料2 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

資料3 先住民族の権利に関する国際連合宣言

内 容

皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました横田でございます。

まず最初に、今日このような形で先住民族の権利に関する講演をする機会を与えていただき、主催者である社団法人北海道ウタリ協会、今日は理事長もお見えになっておりますが、それから、とりわけ今日は副学長の林先生がお出でになり、ご挨拶いただきましたが、北海道大学アイヌ・先住民研究センター、こういった形のご支援によりまして、私が話をする機会が与えられまして大変光栄に思っております。また、会場にたくさんの方がお見えになっておられる、いかにアイヌ民族の問題、そしてそれを広げるならば世界の先住民族の問題に対して、とりわけ北海道の皆様が非常に高い関心を持っておられるということが分かり大変うれしいことでございます。

今年をご存知のとおり、「世界人権宣言」が国連総会で採択されて60年目の年にあたります。1948年12月10日、そのときは世界中でどなたもそれほど大きな出来事が国連総会で起こるとは考えていなかったと思います。これまで人類の歴史の中で起こった出来事の中でも、世界人権宣言の国連総会での採択というのは、極めて重要な一つの歴史、人類の歴史の大きな飛躍のチャンスを与えてくれる、そういう出来事であると今になって振り返っても思われます。これは私一人の印象ではなくて、いろいろな人たちがいろいろな形で今日、噛み締めていると思います。実はアイヌ民族の関係者の皆様、今日はたくさん来られているかと思いますが、長いアイヌ民族の歴史の中で、さまざまご苦労を経験してこられた皆さんだけではなく、皆さんの家族、先祖、皆さんが、この長い歴史の中で民族の文化・伝統、そして自分たちの誇りを維持し続ける、そこに対して行われてきた、それをむしろ潰そうとする動き、その中で抵抗し、戦い、自分たちの中では何とか文化を維持しようと戦い続けてきた。これまでのアイヌ民族の方の戦いはアイヌ民族の中でだけ語られ、アイヌ民族の中だけで受け継がれてきたことだと思えますけれど、このことが今日、国連で先住民族の問題が扱われるようになって分かったことは、実は同じような状況に置かれた、同じような歴史的経験を持ち、同じような苦労をしてこられた人たちが世界中にたくさんいる。後ほど、台湾の林先生からは台湾の先住民族の話をお伺いしますが、それも是非知っておきたい先住民族の経験ということになりますけれど、他にも南北アメリカ、ニュージージー

ランド、オーストラリア、アフリカ、そして多くのアジアの国々には、いろいろな意味で先住民と言われる方々がたくさんいます。ただ、残念なことに、政府の方はそれを先住民とは認めたくない。そのために先住民の問題はないと政府のレベルでは主張されております。しかし実際は先住民の方々はたくさんおられるわけです。国連での調査の結果によりますと、世界に5千を越える数の先住民がいると言われておりまして、人口の総数は、3億5千万人から4億人が少なくともいるといわれております。いろいろな形で差別をされ、先住民としての背景を表に出さないで来ている人たちもたくさんいるわけで、ひょっとしたらその数字は多少控えめかもしれないというふうに考えられます。世界の総人口は増えておりますけれど、68億人、その中の3億5千万人というのは、大変な数です。これらの人たちが世界各地でさまざまな、異なった歴史的、地域的、特色のある中で、実は同じような経験をしてきたということが、国連でのこの問題の審議を通じて次第に明らかにされてきました。

今日はその辺の話から、現在アイヌ民族の方々が直面している問題、実は大きな進展も現在見られるわけです。先ほど加藤理事長からもご紹介いただきましたけれど、遅ればせながら現在日本でも、旧土人法という極めて屈辱的な名称の法律、これは名前が屈辱的なだけではなく中身が非常に屈辱的な法律が、ずっとごく最近まで効力を持っていました。ようやくそれが、ウタリ協会の協力を得て「アイヌ新法」、「アイヌ文化振興法」という形で、旧土人法が廃止されて、新しいものができたということになりました。この動き、それから最近、国会でアイヌ民族を先住民であるということを決議し、政府も今までそういうことを認めてはいませんでしたが、アイヌ民族は少数民族ではあるけれども先住民ではない、先住民の定義はないから先住民とは言えない、というような立場をとってきた日本政府も、国会決議を踏まえて町村官房長官の談話によりますと、先住民として政府も積極的な施策を講じていく、そのための有識者会議も官房長官の下に作ると約束されて、大きく進展する可能性が出てきておりますので、そういった日本の動きと世界の動き、その辺を今日は私の方から少しお話をさせていただいて、何らかの参考にしていただければと思います。

先ほどご紹介いただきましたけれども、私の背景としましては、元々は国際法という法律を大学で講義する専門を持っていましたが、この20数年、国連の人権関係の会議に専門家として出席する機会を与えられました。具体的には、専門家26人によって構成されております「人権促進保護小委員会」（以下、人権小委員会）という、「人権委員会」の補助機関に、私は代理委員として、そして後には正式な委員として合計18年間関わってきました。その中で、とりわけ私が時間を使って関わった活動が、1982年に作られた「先住民作業部会」と言われるものです。これは、今申し上げました人権小委員会、昨年最後の会期を終えて現在はなくなりましたが、その下部組織です。新しくこの8月から諮問委員会という専門家委員会が人権理事会によって作られました。私はそれには参加しておりませんが、新しく神戸大学の坂元茂樹教授が委員になり、私がこれまで関わってきたいくつかの活動を引き継いでいくことになるかと思っております。その中には、先住民の権利の問題も含まれますので、そういった形で継続して日本からの委員がこの問題に関わることとなるかもしれません。

いずれにしてもそういった形で人権一般、先住民の問題だけではなく、女性の権利、子

供の権利、あるいは障害者の権利、さまざまな人権問題を扱っている委員会にありましたが、その中でもテーマとして非常に重要で、また大きな役割を果たしたテーマがあります。それが先住民族の問題です。この問題を議論するために、1982年に先住民作業部会という組織が作られました。その時は私はまだ委員には入っておりませんでした。それができて6年後になりますけれど、1988年に代理委員として出て行くようになりました。いくつかある作業部会の内、なんとなく先住民族の作業部会ということで出させてもらいました。そしてだんだん、その問題に取り込まれるようになりました。その理由があるのです。それは何かと申しますと、先住民族の作業部会というのは26人いる専門家の中から、各地域ごとに代表が出てきます。地域は5つに別れております、アジア、西ヨーロッパ、東ヨーロッパ、アフリカ、ラテンアメリカ、この5つです、26人の委員が、国の数や人口によって分かれておりますけれども、その各地域から一人ずつ選ばれて作業部会を構成します。アジアからは、私が出ることになりました。5人の委員ですから、他の地域からも、たとえばアフリカからはセネガルのギセーさん、西ヨーロッパからは大変著名な先住民族の権利に関する活動を長くやってこられたギリシャのダエスさん。ラテンアメリカからは、キューバのミゲール・アルフォンソ・マルティネスさんが参加していました。このように、人権小委員会の作業部会は、5人で構成されておりました。会議は、真ん中あたりにテーブルが置かれまして5人座れば会議成立。そのうちの一人は委員長、議長になりますから、その人は前の方の議長席に行きますから、実は4人しか座らないのです。ところがその会議は、国連の会議の中でも最も出席者の多い会議なんです。国連の会議の中でも一際華やかで賑やかで、ある意味楽しい会議なんです。これが先住民作業部会なんです。

毎年、先住民作業部会は5日間程しか開かれなかったのですが、800人くらい出席します。なぜそんなことなのかと申しますと、世界に5,000を越える先住民族がおりまして、そして人口からしますと3億から4億人の人たちが、その人たちがそれぞれに自分たちが抱えている問題、過去に経験した人権のいろいろな問題、改善してもらいたい要求を持っておりますが、それを訴えていく場所が無かった。どの国にも国内にそういう意見を述べる場が無かったのです。やむを得ず国連に行って訴える場所を探していた。そこへ先住民作業部会ができて、そこへ来るということになったわけです。ところが、先住民族の方たちは決して経済的には恵まれておりません、むしろこれまでの歴史的過程において、政治的、経済的、社会的において非常に周縁化されておりますから、実は一人ひとりの先住民族の方々は一般の人たちより貧しい生活を強いられてきました。しかし、なんとかお金を出し合って自分たちの代表を送ろうということで、毎年800人の人たちが集まってきたのです。それから、国連の方では、それは大変だということで基金を作りまして寄付を募りました。日本政府もこの基金にお金を出してくださっていますけれども、世界の貧しい先住民族の代表を送り出す場合には、この国連の基金の中から少し補助が出るということもあって参加しやすくなっています。

先住民作業部会には、また、ウタリ協会の方たちも毎年数名、多いときには十数名近い人たちがこの会議に来られて、さらに日本からの参加という形で花を添える活動をしてられました。また、先住民族の方は言いたいことがたくさんありますので、会議場で発言します。自分たちがいかに独自の文化を持っているかということが目に見えるように、それぞれの伝統的な衣装を着たり、あるいは飾りを付ける。また、サイドイベントと言いますが、会議場の外でお昼時間

を使って別のイベント、ダンスをしたり、歌を歌ったり、自分たちの置かれている生活の状況をビデオで紹介したりするなど、さまざまなことが行なわれました。たった 5 人で構成されている先住民作業部会に 800 人の人たちが参加し、しかも、ものすごく活発に会議に参加してくれ、サイドイベントもしてくれる。それに私は参加するようになって、責任も重大だという実感もありましたが、それは別としまして毎年それに行くことが楽しみにもなっていました。

世界の先住民族は、今回（2007 年 9 月）採択されました、先住民族の権利宣言にも書かれていますけれど、共通の歴史、共通の課題を持って、その意味で一緒にまとまっていますけれど、実は個々の先住民族の置かれている状況、伝統、文化、言語、こういったものを見ると、今度は国や地域によってかなりの違いもあります。その違いを認識することも大事であり、同時に共通の問題を一緒に議論して解決に繋げていくということを考えていくことが国連での作業部会の活動で、私はそれに参加することが光栄であることと同時に楽しくもあり、世界の先住民族の方たちと会い、いろいろな実情を知ることができます。北アメリカの先住民族の代表の場合には、ネバダの核実験場に近い先住民族の人たちは、実際に被爆したり、自分たちの住む場所が制限されたり、場合によると危険な動物や植物を食べなくてはいけないこともあったり、しかし、本人たちは何も知らないという状況にあります。核実験場の近くに住んでいる「アメリカインディアン」の人たちがいろいろな調査をもとに、自分たちの置かれている状況、健康に関する極めて深刻な被害を与える可能性があるということを訴えているという問題がわかります。こういった問題、地域で先住民族が抱えている問題を私は知ることができ、それをどのように解決したらいいかをいろいろと考え工夫する、そういう活動に参加できたことを大変光栄であると考えています。

そういう過程で、先住民族の問題をどう解決に結びつけていったらいいかを作業部会で議論することになりますが、その場合国際的な何らかの文書が必要であるということになりました。そのとき、すでに ILO（国際労働機関）の方では、先住民族の権利に関する文書の作成が進行しておりました。これが皆さんのお手許に配られております、ILO（国際労働機関）第 169 号条約という文書です。

資料-1 と書いてあるものがそうですが、これは国際労働機関（ILO）が 1989 年に労働総会で採択して、20 カ国近い国が批准している条約です。私は最近まで国連の「人権小委員会」のメンバーでしたが、その人権小委員会は 2007 年に解散しました。今でも続いておりますのが、ILO の「条約勧告適用専門家委員会」です。長い名前ですりませんが、簡単に「ILO の専門家委員会」と言いますが、私は毎年、ILO 条約の実施に関して審議をして勧告を出すという委員会にも参加をさせていただいております。そちらの関係でこの第 169 号条約の中身を知り、いろいろな国の状況を知り、それについて勧告するかどうかについて議論に参加するようになりました。

ILO 第 169 号条約というのがあるって、先住民族の権利の問題を扱っていることは知っていましたが、実はそれに先行する ILO 第 107 号条約がありまして、これは 1957 年に採択されていましたが、ILO では全然それを見ないものですから、私もその存在を最初は知りませんでした。

第 107 号条約を調べてみたら、先住民族の問題をきちっとしたレベルで議論して、何らかの基準を決めようという姿勢を持ったこと自体は評価できると思いますが、その考え方には問題がありました。一つは、先住民族の主体性をほとんど認めていなくて、要するに第 107 号条約は

先住民族の独自の文化、独自の言語、独自の宗教について、守ってあげよう、保護してあげよう、有力な文化の担い手たち、多数派の人たちが、気の毒な人たち、非常に遅れた生活を送っている人たちを何とか助けてあげようというような、博愛精神の形で先住民族の問題を扱っていました。これが第 107 号条約であります。したがって、条約の基本的な考え方は、できるだけ他のの人たちと同じレベルの生活ができるようにしようということでした。ということは、結局、先住民族の人たちに、他の人たちと同じ言語を話すように、他の人たちと同じような教育を受けるように、他の人たちと同じような職業について収入を上げるようにという考え方、いわゆる同化政策を是認し、それを助長する内容の条約でした。したがって、それが 1982 年に先住民作業部会ができたときには、先住民族の代表は誰も第 107 号条約には頼りたくない、これを基礎にされたらとんでもないことになるということで、これはお蔵入りにすべきという発想だったのです。

そういう中で、一つには、新しい基準を作ることが必要でありました。1985 年頃から、いま国連で採択された先住民族の権利宣言ですけれども、人権小委員会に行き、先住民作業部会に参加するようになったとき、権利宣言の起草過程が始まったところでした。私はそこから参加しました。人権小委員会で採択されるまで、起草過程に参加するという機会を与えられました。その作業をする中では、ILO 第 107 号条約は基礎にはならなかったのですが、第 169 号条約というのが資料としてお手許にあると思いますが、これは採択されたときに我々は審議しておりましたので、いろいろな意味でこの条約からヒントが得られることもあり、ILO の担当者にも来ていただいて条文の説明をしてもらったりということがありました。この条文案は、第 107 号条約の問題点、とりわけ、後見人として先住民族の人たちを守ってあげるといような保護者的な発想で作られているということ、それから同化することによって生活が向上していく、それが先住民族の幸せに繋がるというような考え方でできていましたので、これは基礎にしたくないということで、横に置いたのです。

実は、第 169 号条約はそれ（第 107 号条約）を批判する形で作られましたので、逆に言いますと、これは割合進んだ先進的な内容になっておりました。したがって、この条約文を参考にしながら議論が進みました。ある時には、第 169 号条約があるのだから、なるべく多くの国に批准してもらって、ILO を通して先住民族の権利というものをよりいっそう確保してはどうかという議論もあったのですが、そうするといくつかの問題が出てくるということが分かってきました。一つはこの第 169 号条約では、標題にありますように、先住民族の概念をキチンと位置づけていないのです。先住民族が含まれることは間違いないのですけれども、その中に原住民、種族民というような言葉で表現されるような人たち全部を含めた考え方、ある意味では先住民族という概念、そこに含まれる人たちが持っている固有の問題点が薄まってしまうという問題がありました。

その薄まってしまうもう一つの側面は何かと言うと、それは自決権でした。国連憲章には、人民の自決権に基づいて国連が作られていると書いてあります。人民という言葉は、英語では、peoples なのです。今日お手許に配られました「先住民族の権利に関する国際連合宣言」、これは昨年の 9 月に国連総会で採択されたものですが、この先住民族の権利の先住民族の「民族」という言葉は、英語の元々は peoples なのです。ですから国連憲章では、人民、peoples が自決権を持っていると書かれています。この言葉に基づいて 1960 年代にアジア、アフリカの多くの植民地が自決権の行使として独立していくわけです。この国連憲章に書かれている、peoples の自決権と

いうのは、国際関係において非常に重要な意味を持っている言葉です。これが、自決の主体“self-determination”と言いますが、「自分たちのことは自分たちで決める、植民地として支配され続けたい、自分たちで独立していくと決める」、そういうことを国連憲章が保障しているということで、国連の下で次々と自分たちで自分たちのことを処理できるようになった、準備ができるようになったという人々にとっては、国連の方で独立を認め、加盟をさせるという動きが起こってきました。この独立の主体が **peoples** です。したがって、この **peoples** を日本語でどう訳するのかということが問題になってきますが、国連憲章では「人民」と訳しております。それから 1966 年に国連で採択され、多くの国が批准して、日本も批准しておりますけれども、経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約、普通には「社会権規約」と言いますが、もう一つ、これと一緒に採択されたものに、市民的、政治的権利に関する国際規約、通称「自由権規約」と申しますが、この二つの規約には共通する条文があります。この条文に **peoples** の自決の権利が規定されています。この場合は **peoples** が使われておりまして、日本がこの条約を批准するときに、公定訳という正式な訳語として国連憲章と同じ「人民の自決の権利」を採用しました。先住民族の権利宣言の方も英語は同じ **peoples** で、起草過程では、**indigenous peoples**、この **peoples** という言葉に先住民族の代表は非常に固執しました。それは、**populations** ではダメだということです。先住民作業部会は、実は **populations** なのです。**Working Group on Indigenous Populations** ですから、「先住民」と訳したほうが良いのでしょうか。それに対して、宣言案を起草する過程では宣言の標題は、**Rights of Indigenous People**、つまり「先住民族の権利の宣言」なんですけれども、その場合には、**people** は単数形でした。日本語では単数形・複数形としませんからわかりにくいのですが、単数形にしますと一般抽象概念になります。いわゆる先住の人々ということになって、たとえばアイヌ民族は先住民族だ、マウイの人も先住民族だ、サーミの人も先住民族だ、というように一つひとつの民族にならないわけです。全部一緒にした抽象概念になってしまいます。この宣言案を議論したときには、もっと具体的に一つひとつの先住民族が自決の権利を含む集団の権利を持てるんだということを書いてもらわなければ困るということを主張しました。それで複数形の **peoples** になるのですが、それについてはかなりの反対が、国家の代表の方からありました。ラテンアメリカ、カナダやアメリカも賛成しませんでした。これらの国々には先住民族が住んでいますから、自決の権利を認めるとなると自治権を主張するのではないかと、独立権を主張するのではないかとそれを恐れて、抽象的な **people** なら良いが **peoples** ではダメだと、この標題のところですごく揉めました。最終的にはこの問題は **peoples** で決着しました。つまり、世界のすべての先住民族が望んでいた **peoples** という言葉が、最後の宣言に使われました。ですから、そこまで拘るとなると国連憲章で書かれているように **peoples** は「人民」と日本語に訳した方がいいのでしょうかけれど、しかし実際には日本ではずっといろいろな関係で **indigenous peoples** を「先住民族」と訳して、ウタリ協会でも使っております。新聞、メディアでも使われております。今回、国会の決議でもその言葉が使われております。町村官房長官の談話でも先住民族とされております。今まで日本政府は「先住民」と言っておりまして、「先住民族」と言わなかったのです。それを官房長官が「先住民族」とはっきり言うようになった。そういう変化を考えますと、当面はこれまで使われておりました先住民族という訳語を使っていると思いますけれど、元の言葉は、**peoples** と複数形だったということは非常に大事なことで、理解していただきたい

と思います。私は学問的な立場から法律をやっていますから、厳密に日本語訳をしなければならぬ立場ですので、非常に苦勞をして考えに考えを重ねた結果、私は自分の論文には「人民」を使うことにして、今はそちらの方に動いています。一般的には「先住民族」で問題はありません。ただ、先住民族を使う場合、元は *peoples* だということをぜひ記憶に留めていただきたいと思います。

そこで ILO 第 169 号条約をご覧くださいと、問題は今の時点で言いますと、原住民、種族民という言葉に表れるようにいろいろな種類の人をまとめている結果として、人民の自決権、民族の自決権が書かれていません。ある意味では意図的に除外しています。この条約を基にして、先住民族の権利宣言を書くのは困るということが、作業部会の中では多くの先住民族の代表によって主張されました。しかし、そういう点がありますけれども、この第 169 号条約は、いろいろな意味で先進的なものでありました。たとえば、誰が先住民族に属するかということは、自分たちで決められると書かれていますが、国や自治体が開発事業をするときには、先住民族と協議をし、相談し、その意向を聞いて決めるということが書かれておりますので、その意味では、お蔵入りさせようとした第 107 号条約よりは遥かに進んだものだという事は間違いありません。

それからいろいろな先進的な要素がありますが、たとえば第四条の 1 項を見ますと、「関係人民の人身、制度、財産、労働・文化及び環境を保護するため、適当な場合には、特別の措置をとる」となっています。これは先住民族に対して優遇措置を取っても良いということですね。それから皆さん、後で条文をみると、先進的な要素がいろいろ入っていることがお分かりになると思いますが、たとえば第八条の 1 項を見ると、「関係人民に対して」と「人民」と書いてありますが、これは *peoples* なのですが、「関係人民に対して国内法令を適用するに際しては、その慣習または慣習法に適切な考慮を払う」、つまり、アイヌ民族であれば、アイヌ民族の中にある固有の制度、規範は尊重する、国内法が優先してアイヌ民族の慣習を規制するということがあってはならないということが第 169 号条約にも書いてあります。

この他にも、土地に関する権利とか、奪われた財産に対する補償の問題など、書いておりますが、その意味では、この第 169 号条約というのは進んだ要素はあるのですが、2 つ問題があります。一つは先ほどの自決権が書かれていません。それからもう一つは、第三部、第四部の 6 ~ 7 ページあたりをご覧くださいとお分かりになりますが、ILO の条約ですから、雇用とか、労働者の権利、職業訓練、こういったことに関連した先住民族の権利の記述が詳しく載っています。その意味で ILO の条約であるという制限があります。それにもう一つの問題もあります。ILO というのは、3 者構成になっておりまして、ILO に問題提起できるのは、使用者代表か労働者代表になります。日本では、「連合」（日本労働者総連合会）が労働者代表を送ります。また「日本経団連」（日本経済団体連合会）が使用者代表を送りますから、そこを通して ILO に問題を提起します。そう考えると、第 169 号条約で先住民族の問題をどのように提起するのか、これまであまり付き合ったことのない労働組合を通して、連合を通して問題を提起する。連合も先住民族の問題はあまり詳しく分からないので適切な文書が準備できない。それを持って行っても発言できない。言ってみると、労働者の権利を保護することが第一の目的となっている ILO において、先住民族の権利に関する第 169 号条約が、採択されたのは良いことなのですが、ILO が持っている制約に縛

られているという問題があります。

そこで、先住民族の権利に対しては独自の宣言案を作ろうという動きがいつそう加速しました。私も加わってさまざまな議論を経て、皆様のお手許に日本語訳が用意されておりますけれども、こういう宣言の案が、実は 1995 年に、私どもの人権小委員会で採択されて人権委員会に送られました。その後 10 年以上、人権委員会では何もアクションもとられなかった。何故かと言うと、先ほど申し上げた、peoples の言葉が単数形の people であれば良いという意見があり、peoples になったらダメだということが問題になりました。このことは自決の権利と関係してくる、そういう問題がありました。しかし、難しい中でとにかく草案ができたのは、人権小委員会が専門家で構成された機関で、委員は国家の代表ではないということがありました。私も日本政府の代表ではありませんから、日本政府がアイヌ民族を先住民族とは考えないと発言してきたのですけれども、私は、アイヌ民族は先住民族だとずっと発言してきました。私がそう発言すると、必ず日本政府のオブザーバーが手を挙げて「横田委員は今アイヌ民族は先住民だと言ったけれども、日本政府の立場は違います」ということを、別に私と日本政府の関係が悪くて喧嘩しているわけではないのですが、日本人が発言すると日本政府も同じ考えだと思われると困ると考えて、はっきりと釘を刺すということをしてきたという経緯があります。しかし私は、日本政府の指示を受けたりすることもなく、自由に自分の意見で、ウタリ協会の方々も来られていたので、その方たちの意見も聞きながら、私なりに独自の起草過程への貢献をするよう努力をしました。

そこに、先ほども言いましたように 800 人のオブザーバーが来ています。オブザーバーの人たちは、ほとんどが先住民族の代表です。一部、40 カ国か 50 カ国の国連加盟国の代表がオブザーバーとして来ていました。日本も常に代表を送っていましたが、加盟国政府のオブザーバーは 40 ～50 人で残りの 700 人を越える人たちは先住民族の代表でした。この先住民族代表のパワーというのはすごいですね。この人たちが、自分たちのことにはこういう問題があって、こういうことを容れてもらわなければ問題が解決しないという主張が出て来ると、なんとか言葉で表して入れようと、そこには政府のオブザーバーからそれは困ると出てきますが、何とか調整できないだろうか工夫して言葉を選んだり、あるいはもう少し和らげたりというようなことを作業していったという経緯があります。しかし、最終的にはお手許にあるような先住民族の権利宣言になりました。これは国連で採択されるまでに人権委員会に必ず提出され、人権理事会で議論され、国連の第 3 委員会という総会の、人権問題を扱う委員会で議論され、そして総会にかけられます。その過程で大幅に変更される可能性があったのですが、ほとんどそれはなされず、ほぼ原案のまま採択されました。こういった重要な文書は一体性がないといけない、ということで、人権委員会で審議をし、作業部会で審議をし、これなら大丈夫ということでやっておりますから、一つダメであれば他のところも崩れますから、それはやらないで、最後には国連総会で採択されたということになっています。

この国際連合宣言は、いろいろな意味で、さらに第 169 号条約を越える革新的な内容が含まれました。たとえば第 3 条によりますと、「先住民族は自決の権利を有する」と書いてあります。それから第 8 条を見ますと、「先住民族及び先住民である個人は、強制的な同化又は文化の破壊にさらされない権利を有する」という形で、同化政策を否定しています。そして先住民族としての文

化の固有性、自分たちの法制度の尊重といったことがいろいろなところに規定されております。たとえば第 12 条を見ますと、1 項では「先住民族は、その精神的及び宗教的な伝統、慣習及び儀式を表現し、実践し、発展させ及び教える権利、その宗教的及び文化的な場所を維持し、保護し及び秘密裏に立ち入る権利」、「秘密裏に」と言うのは、自分たちの意思で、妨げられずに、という意味です。それから「儀式用具の利用及び管理の権利、並びに、その遺骨の返還に関する権利を有する」としていまして、これはアイヌ民族の歴史の中でも、特別な問題に関わります。最後には円満な解決が得られましたが、大学でアイヌ民族の了解を得ないで、大学の研究用に遺骨が保管されていた問題です。それから二風谷ダム事件というのは、まさに宗教的儀式を行なう場がダムによって水没してしまう問題でした。こういったことは、アイヌ民族のために書いたわけではなく、どこの先住民族も経験してきていることなのです。そしてアイヌ民族も同じような問題を抱えているということがよく分かると思います。

その他にも、第 16 条では、自分たちでメディアを作ることができるかとされています。それから、一般のメディアにおいて、先住民族の問題を正確に報道するというようなことが書かれています。その他にも土地や資源に対する権利などが非常に詳しく書かれています。不当に収奪されたものは、自分たちに戻すことができる。戻せない場合には、正当で適切な補償を得ることができるというようなことが全部書かれています。

この権利宣言は、これまでの国連や ILO の文章に比べると先進的な内容になっていると言えますが、問題もない訳ではありません。一番の問題は、これを各国がどう実施していくかということと、国連がどう監視していくかという、監視のメカニズムがはっきりしていません。これがこれからの課題となっていくと思います。

最後になりますけれども、日本との関係でアイヌ新法の問題に触れて私の話を終わりたいと思います。ご存知の通り 1899 年に作られた「北海道旧土人法」というのは、名称も侮蔑的な意味がありますし、この言葉を使ってさまざまな形でアイヌの人たちに対する差別が一般に横行したことがあります。この法律の中には、農業従事者であるアイヌの人たちに対して無償で土地を給付するというのがありますが、しかしそれは、処分ができなかったり、さまざまな制約が付いておまして、なかなか生活を安定させるまでの措置としては歓迎できるものではなかったことが実際の経験であります。あとは生活困窮者に対する教育の補助、医療の補助が書いてありますが、これも全部、言ってみると、一般的な貧困生活者に対する政策と何ら変わらない内容になっておまして、これはやはりアイヌ民族の先住民族としての問題を解決するような法律になってない、前提として同化政策が根底にあり、これも問題であります。

今度できた、1997 年、11 年前にできた「アイヌ新法」、正確には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」と言いますが、「アイヌ文化振興法」と簡単に言いますが、これは、アイヌ民族および文化の固有性を認めている。そして日本も単一民族国家ではなくて、日本自身多様な文化の国であって、その中でアイヌ文化は重要な一角を成しているとお書いておまして、こういうところに今までのウタリ協会が主張してきたことが盛り込まれています。それから自治体に対して、アイヌ文化の普及・振興を図るための施策を実施するように、特に国土交通大臣、文部科学大臣に対しては、アイヌ文化振興に対する基本方針を

掲げ、基本計画を立案し実施するという具体的なステップが書かれているということは良いことだと思います。それからさらに、アイヌ文化の普及振興に加えて、国民への知識伝達、研究調査の促進、北海道大学に1年前にできた「アイヌ・先住民研究センター」というのは、まさにその流れに沿うものであって、北海道大学も独立法人ですから、国の施策ではなくて一大学としての望ましい方向性をとられているということだと思います。もう一つ大事な点は、アイヌ文化の振興を図る上で、アイヌの人たちの自発的意識、民族の誇りを尊重するということが書かれています。

こういったことは考え方としては正しい方向性を持っていて、それは大事なことです。問題はアイヌ文化に限定されているということで、アイヌ民族が抱えている問題はこれだけに留まらないところをこの法律はカバーしていないということが問題です。国連宣言の方では、土地に対する権利、資源に対する権利、これまで受けてきたさまざまな差別に対して名誉を回復する権利、こういったものがいろいろ書かれています。そういったことは「アイヌ文化振興法」には書かれていません。

第2に、仮に文化に限っているとしても、具体的な予算の裏付けがないという問題があります。国や自治体がどのような形で予算的な裏づけを保障するかが書かれていませんので、実際には今日ほとんどの自治体は大幅な予算削減方向にありますから、せっかく良いことが書かれている法律ですが、予算が適切に配分されなければやりたいこともできない、そういう制約があるということをお心配しております。それから、文化の普及・振興の問題にしても、やや限定的です。アイヌ民族の知的財産権の問題、これは世界の先住民族の権利宣言には書いてありますが、そういう問題とか、あるいは宗教的、儀式的に用いられている場所等を取り戻す権利とか実行する権利とかについて、また、どこまで固有の民族が持っていた薬、医療、習慣、子供の育て方といったことについて、民族の固有性を尊重するかということからは、文化に限ったとしてもこの法律では書かれておりません。こういったことは、実は国連の権利宣言では詳しく書かれています。

そこで最後になりますけれど、幸いなことに日本政府も、権利宣言の総会による採択、昨年9月、これは私もよく知っているのですが、日本政府はこの採択に関するいろいろな国を説得することに努めました。あまり知られていませんが、日本政府は非常にバックアップしてくれたのです。ぜひ、先住民族の権利をさらにこの権利宣言に基づいて実施していくうえで、日本政府には世界でもリーダーシップを取ってほしいですし、そのためには日本の国内でのアイヌ民族に対する政府の実施策に対してもリーダーシップを取ってほしいと思っています。その場合「アイヌ文化振興法」は、文化に限っております、そのほかいろいろな面で狭いです。何を基準にしていったらよいかということになると、これは国連の権利宣言の中身を日本がリーダーシップを取って、日本の国内でアイヌ民族の関連で実現していくということになると思います。町村官房長官は有識者懇談会を作り、そこでは国連の権利宣言を参照して、どうやって良い施策をしていけるか検討してもらおう、ということをおっしゃっていましたので、期待をしたいと思っています。そして、それを実現するためには、アイヌ民族の皆さん、ウタリ協会、そして、アイヌ民族の権利、アイヌ民族の将来について関心を持ち積極的に協力しようと思っています、それ以外の多くの人たちが、力を合わせて協力し日本政府に働きかけることが重要ではないかと思えます。多少時間オーバーしてしまいましたが、私の話はこれくらいにしたいと思います。今日は

ご清聴ありがとうございました。